

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域等社会全般に深く関係していることから、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関・民間団体等との有機的な連携を強化し、総合的に取り組む体制づくりを推進します。

庁舎内において自殺対策を総合的に推進するため、庁内連絡会を設置します。すでに庁内において総合的な支援体制を確立している「ふくし総合相談窓口」及び「子育て応援センターすくすく」と連携を図り、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

また、主に庁外の関係機関や民間団体等で構成する連絡協議会を設置して、連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めるとともに、進行状況の確認、評価を行います。

(1) 市の役割

市民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知を図り、地域の特性を踏まえた効果的な対策を、全庁を挙げて推進します。庁外の各関係機関及び民生委員児童委員とも連携し、地域の実情に応じた対策を多面的に展開します。

(2) 教育関係者の役割

児童生徒等のこころとからだの健康づくりやいのちの大切さについて認識を深めるとともに、生きる力を高めるための教育を推進します。また、自殺予防のための職員研修等により、児童生徒の自殺予防を推進します。

(3) 医療関係機関の役割

自殺のリスクの高い患者に対して適切な医療・ケアを提供するとともに、自殺予防に向けて、かかりつけ医と精神科医との連携や、地域保健福祉などとの連携を図ります。

自殺企図の救急搬送患者に対しては、専門医につなぐなど、適切な医療を実施し再企図防止を図ります。

(4) 警察・消防機関の役割

自殺のリスクの高い者に係る事案を認知した場合には、適切に対応するとともに、専門医療や地域保健福祉へつなげるなどの連携を図り、リスクが高い者への自殺予防を推進します。

(5) 職域の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている労働者に対するメンタルヘルスケアの取組を一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善やうつ病の早期発見と早期治療への取組を進めます。

(6) 民間団体の役割

関係機関等と相互に緊密な情報交換を行いながら、協力連携をして、その専門分野を生かして自殺対策を推進します。

なお、民間団体とは、社会福祉協議会、NPO 法人、商工会議所、商工会等を指します。

(7) 市民の役割

自らのこころの健康の増進に努めるとともに、身近な人が悩みを抱えている場合には、早く気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じてしかるべき相談機関につなぎ、見守る行動を心がけます。市民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、正しい理解を深めることが必要です。

2 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、市ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

3 計画の進捗管理

本計画の取組状況や目標値については、自殺対策担当課において把握し、PDCA サイクルにより計画の適切な進行管理に努めます。

